



上富農委告示第1号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により上富田町農業委員会  
が定めた別段の面積（平成31年上富農委告示第1号）については、令和5年3月31日  
をもって廃止する。

令和5年3月31日

上富田町農業委員会 会長 田上 彰伸

